

第1号議案

平成25年広島県議会12月定例会に提案される 教育委員会関係の議案に対する意見について

平成25年広島県議会12月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

平成25年11月28日

広島県教育委員会教育長 下崎邦明

1 提案される議案

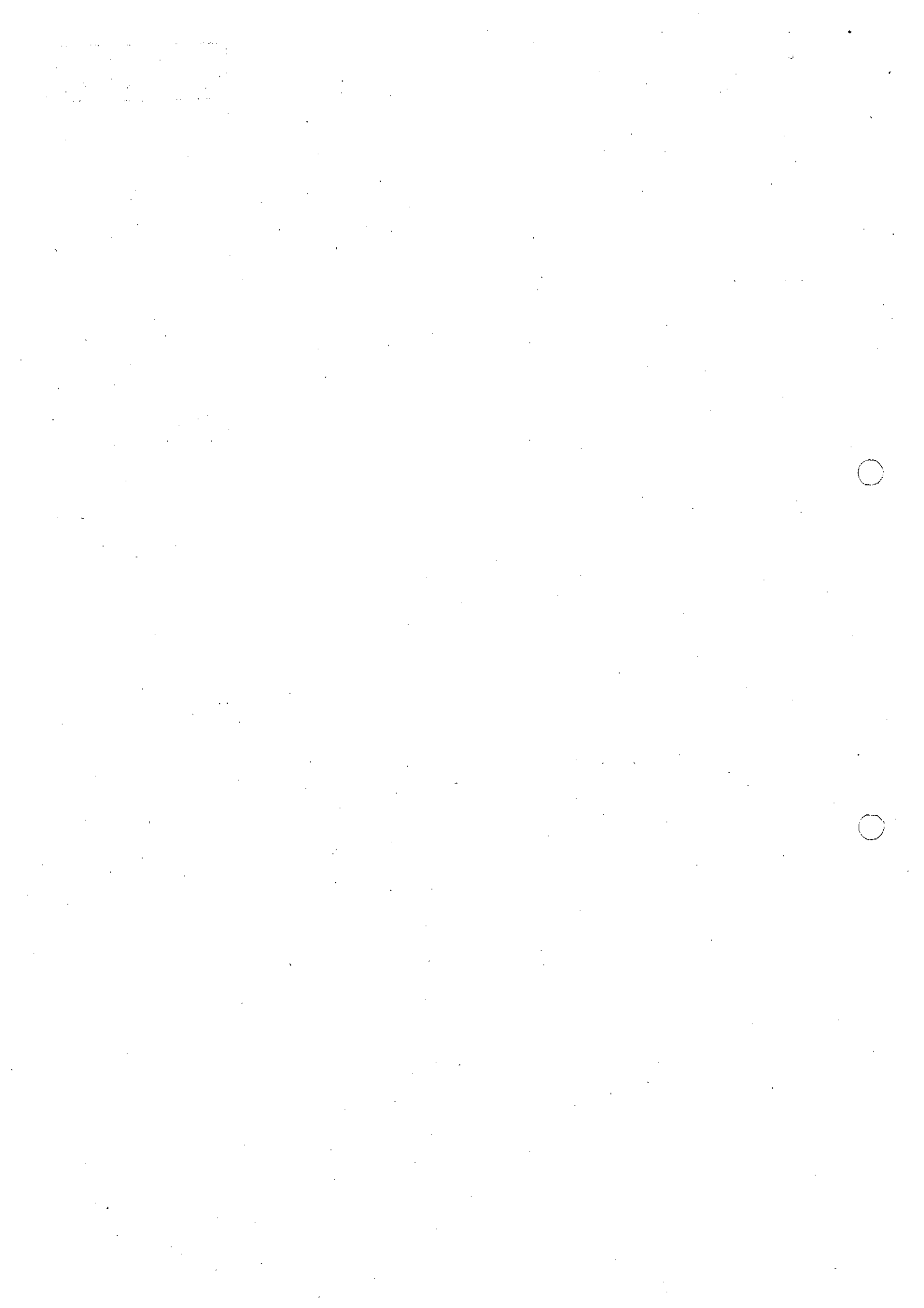
- (1) 平成25年度教育委員会関係補正予算案・・・・・・・・・・P1～11
- (2) 公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・P12～15
- (3) 権利の放棄について・・・・・・・・・・P16～19

2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。



平成 25 年度 12 月定例会一般会計補正予算の概要
《教育委員会関係抜粋》

1 歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説 明
国庫支出金	43,360,881	163,677	43,524,558	義務教育費負担金 149,791 教育総務費補助金 13,886
諸 収 入	2,312,496	45	2,312,541	保険料 45

教育委員会計	56,294,191	163,722	56,457,913	
--------	------------	---------	------------	--

2 歳 出

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説 明
事務局費	2,561,251	25,637	2,586,888	給与改定に伴う補正 11,706 事務局運営費 13,931
教職員費 (小学校費)	90,233,413	344,448	90,577,861	給与改定に伴う補正 344,448
教職員費 (中学校費)	49,839,197	191,378	50,030,575	給与改定に伴う補正 191,378
高等学校総務費	38,720,584	157,443	38,878,027	給与改定に伴う補正 157,443
特別支援学校費	15,962,553	55,077	16,017,630	給与改定に伴う補正 55,077
社会教育総務費	736,826	2,723	739,549	給与改定に伴う補正 2,723
保健体育総務費	408,388	375	408,763	給与改定に伴う補正 375

教育委員会計	210,196,451	777,081	210,973,532	
--------	-------------	---------	-------------	--

3 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	補正前の額		補正後の額	
	期間	限度額	期間	限度額
公立高校授業料無償制等 見直し対応事業	—	—	平成 26 年度	23,713

《補正予算の概要》

○ 公立高校授業料無償制等見直し対応事業

13,931 千円

【債務 23,713 千円】

平成 26 年 4 月 1 日に施行予定の「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」に対応できるよう授業料徴収システムの構築を行うとともに、受検生及び保護者に対して制度の周知を行う。

○ 給与改定に伴う補正

763,150 千円

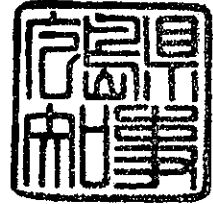
人事委員会勧告に基づき、職員の給料表を改定する。

- ・給料表の給料月額に乗じる割合を 100 分の 99.11 とする。
(現行：100 分の 98.59)
- ・平成 25 年 4 月 1 日から適用

平成 25 年 11 月 25 日

広島県教育委員会 様
(総 務 課)

広 島 県 知 事
(財 政 課)



議案に対する意見聴取について

平成 25 年 12 月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 平成 25 年度教育委員会関係補正予算

平成 25 年度広島県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	43,360,881	163,677	43,524,558
14 諸収入	2,312,496	45	2,312,541
歳入合計	56,294,191	163,722	56,457,913

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国支出金	県債	その他	
10 教育費	210,176,451	777,081	210,953,532	163,677	0	45	613,359
歳出合計	210,196,451	777,081	210,973,532	163,677	0	45	613,359

2 歳 入

第 9 款 国庫支出金

第 1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 教育費国庫負担金	37,299,125	149,791	37,448,916	義務教育費負担金	149,791	
計	37,309,125	149,791	37,458,916			
第 2 項 国庫補助金						
9 教育費国庫補助金	6,022,790	13,886	6,036,676	教育総務費補助金	13,886	
計	6,022,790	13,886	6,036,676			

第14款 諸収入
第7項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
5 雑入	2,225,375	45	2,225,420	保険料	45	
計	2,225,375	45	2,225,420			

3 歳 出

第 1 0 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明								
				特定財源	一般財源		区分	金額									
				国支出金	県債	その他											
2 事務局費	2,561,251	25,637	2,586,888	13,886	0	0 諸収入 45	11,706	2 給料	6,356	11,706 13,931							
								3 職員手当等	3,596								
								4 共済費	1,844								
								7 賃金	878								
								9 旅費	248								
								11 需用費	891								
								12 役務費	201								
								13 委託料	2,497								
								14 使用料及び賃借料	2,259								
								18 備品購入費	6,867								
								1. 給与改定に伴う補正									
								2. 事務局運営費									

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				国 支 出 金	特 定 財 源		区 分	金 額	
					県 債	其 他			
計	3,669, 330	25,637	3,694, 967	13,886	0	45	11,706		
第 2 項 小学校費									
1 教職員費	90,233, 413	344,448	90,577, 861	90,607	0	0	253,841	205,914	1. 給与改定に伴う補正 344,448
								2 給料	
								3 職員手当等	85,178
								4 共済費	53,356
計	90,233, 413	344,448	90,577, 861	90,607	0	0	253,841		
第 3 項 中学校費									
1 教職員費	49,839, 197	191,378	50,030, 575	50,498	0	0	140,880	114,552	1. 給与改定に伴う補正 191,378
								2 給料	
								3 職員手当等	47,096
								4 共済費	29,730
計	49,839, 197	191,378	50,030, 575	50,498	0	0	140,880		
第 4 項 高等学校費									

1 高等学校総務費	38,720,584	157,443	38,878,027	0	0	0	0	157,443	2 給料	93,774	1. 給与改定に伴う補正 157,443
									3 職員手当等	39,010	
									4 共済費	24,659	
	計	48,071,634	157,443	48,229,077	0	0	0	157,443			

第 5 項 特別支援学校費

1 特別支援学校費	15,962,553	55,077	16,017,630	8,686	0	0	0	46,391	2 給料	33,070	1. 給与改定に伴う補正 55,077
									3 職員手当等	13,809	
									4 共済費	8,198	
	計	15,962,553	55,077	16,017,630	8,686	0	0	46,391			

第 7 項 社会教育費

1 社会教育総務費	736,826	2,723	739,549	0	0	0	0	2,723	2 給料	1,547	1. 給与改定に伴う補正 2,723
									3 職員手当等	751	
									4 共済費	425	
	計	1,159,720	2,723	1,162,443	0	0	0	2,723			

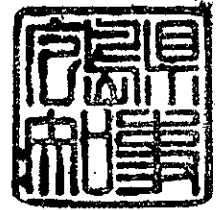
(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源		一般財源	区	分		金額
				国支出金	県債					
第 8 項 保健体育費										
1 保健体育総務費	408,388	375	408,763	0	0	0	375	211	1. 給与改定に伴う補正	375
								3 職員手当等		105
								4 共済費		59
計	1,240,604	375	1,240,979	0	0	0	375			

平成 25 年 11 月 14 日

広島県教育委員会 様

広島県知事



公の施設の指定管理者の指定について（照会）

別紙のとおり、広島県立総合体育館の指定管理者を指定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第百三十五号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立総合体育館の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

平成二十五年十二月〇日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県立総合体育館

二 指定管理者となる団体の名称

広島市西区観音新町二丁目二番二二四号

公益財団法人 広島県教育事業団

三 指定の期間

平成二十六年四月一日から

平成三十一年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立総合体育館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

(原第三百三十五号議案)

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会)

一 提案の要旨

広島県立総合体育館の指定管理者を指定する。

二 指定の内容

1 公の施設の名称

広島県立総合体育館

2 指定管理者となる団体の名称

広島市西区観音新町二丁目二番二二四号

公益財団法人 広島県教育事業団

3 指定の期間

平成二十六年四月一日から

平成三十一年三月三十一日まで

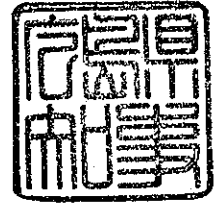
三 根拠法令

県第二百二十二号議案説明書に同じ。

平成 25 年 11 月 8 日

広島県教育委員会様

広島県知事



高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金に係る
権利を放棄することについて（照会）

別紙のとおり権利を放棄することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第 号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

平成二十五年十二月 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 放棄する権利

消滅時効の完成により今後徴収の見込みのない債権

二 放棄する権利の表示

区 分	調定年度	債 権 額
高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金貸付元金	平成一〇年度	七二、〇〇〇円
	平成一一年度	六三、〇〇〇円
	平成一四年度	一六八、〇〇〇円

(提案理由)

税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、消滅時刻の完成により今後徴収の見込みのない債権に関し、権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

(県第 号議案)

権利の放棄について

(教育委員会)

一 提案の要旨

税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成により今後徴収の見込みのない債権について、権利を放棄する。

二 放棄する権利の表示

区 分	調定年度	債 権 額
高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金貸付元金	平成一〇年度	七二、〇〇〇円
	平成一一年度	六三、〇〇〇円
	平成一四年度	一六八、〇〇〇円

三 根拠法令

地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

